

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		栃木市保健福祉センター使用料の還付の決定
根拠法令等及び条項		栃木市保健福祉センター条例第13条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市保健福祉センター条例第13条
	参考事項	栃木市保健福祉センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市保健福祉センター条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	